

善通寺市住民自治基本条例について



善通寺市自治基本条例逐条解説(市民版)

平成30年4月改訂

前文

自然豊かな五岳の山々に囲まれ、温暖でのだかな風土に恵まれたわがまち善通寺は、偉大なる高僧弘法大師空海の誕生地として名高い歴史と伝統が息づくまちです。

このやすらぎと文化の香りに満ちた善通寺は、わたしたち市民自身が自ら守り、そして築きあげていくべきものです。わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らせるまちをつくるため、主役となり、責任を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

地方分権時代を迎えた今こそ、市民主権※という地方自治の原点に立ち返り、平等に情報を持ち合い、市政に参画することができる仕組みを設けることが必要です。市民、市、市議会はともに力を合わせて明日の善通寺を創造し、この仕組みを次世代に引き継いでいくこととします。

この条例は、善通寺市における自治の基本的な原則と、基幹的な制度を明らかにし、協働による自治を実現し、育み、発展させていくためのものです。ここに、すべての市民、市長、市議会議員、市の職員に遵守されるべき最高規範として、善通寺市自治基本条例を制定します。



善通寺市では、昔から家庭ゴミのリサイクルやアダプションプログラムなど、市民の力による活動が盛んだよね。このような取り組みを基礎にして、市民主体のまちづくりを行っていくために、この条例をつくるんだね。



うん。こうした活動は善通寺市の財産であり、誇りにするべきものだよね。このような取り組みを活かして、なおかつ、市民が主体的にまちづくりに取り組めるような仕組みを定めておくために、この条例がつくられるんだね。



ぼくたち市民は主権者なんだね。



日本国憲法には「国民主権」ということが書かれているんだけど、市町村の条例で、主権が住民にあるということがハッキリと決められてはいなかったんだ。市民は主権者として公共の感覚を持ち、みんなでまちづくりをやろう、ということが書かれているね。

善通寺市は、前文にもあるように、弘法大師空海が生まれたまちだ。古くからお遍路さんへの「お接待のこころ」にあふれるまちだね。この心は、相手を思いやる気持ちに通じていることから、互いに尊重し合いつつ、みんなでまちづくりをやろうということなんだ。



※主権とはなんですか？

国民主権については次の説明があります。「国家の意思を最終的に決定する最高の力としての主権が国民に存する」という原理。国民を市民に置き換えて考えると市について最終的に決定するのは、市民であるということになります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、市及び市議会の役割や責務、情報共有、市民参画の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現し、市民の**公共の福祉増進※**を目的とした意思（以下「市民の意思」という。）が活かされた、善通寺らしい独自性と魅力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。



そうか。独自性や魅力を生み出すのは、ぼくたちの意思なんだね。



そうなんだ。本当に住みやすいまちをつくるためには、市民の主体的な活動と、自主的で自立した市政の実現が必要だね。市や市議会が自主的で自立しているということは、国や県の言うとおりに動くのではなく、市民の意思を的確に把握して、自ら市民のためにいろんなことをしていくということなんだ。



※公共の福祉増進とはどういうことですか？

その具体的内容については争いがありますが、概ね次のような意味です。「社会構成員全体に共通する福祉であり、一人の福祉の追求と他の人の福祉の追求とが円満に調和されて、共に可能となる社会関係」

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民

市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有する※すべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。

(2) 市

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) まちづくり

市民の生活の質の向上のため、市民自身が地域課題※を発見し、又はその解決を図ることをいう。

(4) 市政

市の行政及び市議会の活動の総体をいう。

(5) 自治

まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。



自治は、ぼくたちの活動である「まちづくり」と、市役所や議会の活動である「市政」が組み合わさっているんだね。



そうなんだ。ちょっと難しい話だけれど、憲法で「地方自治の本旨」ということが規定されているんだ。これは、住民自身が自治を行うという“住民自治”と、市役所などの国から独立した機関が自治を行う“団体自治”の二つによって構成されているんだ。善通寺市では、住民による自治を「まちづくり」、団体による自治を「市政」という言葉で表しているんだ。



※市に生活の関りを有するとはどういうことですか？

その者の日常の暮らしの中で、何らかのかたちで善通寺市と関係を持つことを指す。例えば、市外に居住していても、善通寺市を通勤通学することなど、その者の暮らしと善通寺市の間に、何らかの公共的な繋がりがあること。

※地域課題とは？

ここでいう地域とは、市全体、あるいはコミュニティ単位の区域を指す。つまり「公共の区域」を指しており、地域課題とは、公共の区域における諸問題や将来の展望などを指しています。

（基本原則）

第3条 市民，市及び市議会は，次に掲げる事項を自治の基本原則として定め，市民のまちづくりの実践により培われた知恵と活力が自治に活かされるよう努めなければならない。

- （1） 市民，市及び市議会が自治に関する情報を共有すること。
- （2） 市民のまちづくりへの参画を促進すること。
- （3） 市民の市政への参画を保障し推進すること。
- （4） 市民，市及び市議会それぞれが果たすべき役割を自覚し，相互に協力し合うこと（以下「協働」という。）により自治を進めること。



この条文では、善通寺市の自治がどのような考え方で進められるのか、ということについて書かれているよ。市民の活力を活かすことを目的に、情報の共有、市民参画、協働という基本的な考えが書かれているよ。



市役所や市議会の情報を知ることができれば、ぼくたちも活動しやすいね。
協働ってどういうことなの？



協働というのは、市民が自治の主役として、市や議会と協力し合ってまちをつくっていくことなんだ。それから、自分達で行う「まちづくり」と、市と市議会が行う「市政」がバラバラだと良くないね。二つの活動が影響し合うことによって、より大きな効果があることから、お互いがお互いの立場を理解して、尊重しあい、協力しあって自治を進めていくこと必要になるんだ。この協力していく関係を「協働（パートナーシップ）」というんだよ。

第2章 市民

（市民の権利）

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 未成年者は、その年齢に応じた市政に参画する権利を有する。

3 市民は、互いに対等な立場で前2項に規定する権利を行使することができる。

4 市民は、自主性及び自立性が尊重されるとともに、市政への参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けない。



この条文は、市民の市政に対する権利が書かれているんだ。市政、つまり市役所や市議会に対する権利であり、その内容は、「参画する権利」と「情報を知る権利」となっているね。

“市民参画”ということが、この条例の大きなテーマになっているんだけど、この市民参画には二つの参画があるんだ。一つは市民自身の活動であるまちづくりへの参画、もう一つは、市政への参画だ。善通寺市では、市民の市政への参画は、この第4条に基いた「権利」としての参画である、と考えているんだよ。



ぼくたち市民には、市政に対して「知る権利」と「参画する権利」があるんだね。ぼくはまだ未成年なんだけど・・・。



心配ないよ。第2項を見てごらん。未成年者だって、その年齢に応じた参画権が保障されているんだよ。

（市民の義務）

第5条 市民は，住みよいまち善通寺を自ら創造するため，互いに尊重し合うとともに，協働による自治の推進に努めるものとする。

2 市民は，主権者として自らの行動及び発言に責任を持ち，前条に規定する権利の行使に当たっては，これを濫用してはならない。



そうだね。市や議会と協力し合っていくようにがんばらないとね。



うん。わたしたち市民は、市民の立場としてよりよい善通寺をつくっていきたいね。まず問題意識をもち、ご近所のことや地域のこと、さらには市全体に目を向けて、市や議会と協力し合うことが必要なんだね。このことが、単なるサービスの受け手から、主役として自治の担い手として変わっていくための、わたしたちの心がまえなんだね。

(地域共同体)

第6条 市民は、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながり及び福祉、環境、教育等のまちづくりに関する課題を基礎として形成される人と人とのつながりである地域共同体（コミュニティ）を守り育てるよう努めるものとする。

2 地域共同体（コミュニティ）は、次に掲げる活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより、まちづくりの担い手となるよう努めるものとする。

- (1) 市民の自発的なまちづくりの促進及び啓発に関する活動
- (2) 防災、防火、交通安全等の地域安全に関する活動
- (3) 道路、河川の清掃等の環境保全に関する活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進に関する活動
- (5) 社会教育の推進に関する活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動
- (7) その他まちづくりに有効であると認められる活動



第2条で「市民」が定義されているんだけど、この条例の「市民」には、事業者などの組織、団体も含まれている。だから、このコミュニティも、市民の中の一つとして位置付けられているんだ。

コミュニティは、いろんなまちづくりに関する活動を行うものなんだけど、構成員の住所を基に組織されるもの（自治会など）と、テーマごとの組織（NPOなど）という、二通りのものが規定されているね。



本当だ。それに、具体的な活動の内容も書かれていて、まちづくりがどんなものなのか、イメージしやすいね。



代表的な活動内容が書かれているね。もちろん、コミュニティは、これらのことに限らず多様な活動が望まれているし、いろんな可能性を持っているんだ。市との連携によってまちづくりを進めていくことが「協働」ということにつながるんだね。

第3章 行政

(市の責務)

第7条 市は、自主的かつ主体的な市民のまちづくり並びに地域共同体（コミュニティ）の活動の重要性及び必要性を提唱し、周知することにより、市民によるまちづくりを促進するよう努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

2 市は、市民に対し市の行政に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市は、市民の意思を市の行政に反映することを目的として、市民参画に関する制度を設けなければならない。

4 市は、市民の市政への参画を推進するため、市の行政について、市民の興味を喚起しなければならない。



ここからは、行政、つまり市役所に関する規定が書かれているんだ。市役所は、市民のまちづくりがより盛んになるように促進し、なおかつその活動を尊重しなければならない。それから、市民の市政への参画を促進するために、分かりやすい説明をすることと、市政についての興味を惹く努力をしなければいけないことも書かれているよ。



市役所や市議会の話は、難しくてあまりおもしろくない気がしてたんだけど・・・。



そう。行政の話っていうのは、何か難しくてとっつきにくいものだよね。だから、なかなか関心を持ちづらいものであることは確かなんだ。でもまちづくりは、市民一人ひとりが関心を持って、問題意識を持つことが大切だよ。そこで、自治のプロである市役所が、行政に興味を持ってもらうようにアピールしていくことが必要なんだね。

また、市民のまちづくりへの参画について、単に市民の自主性にまかせっきりにするのではなく、どんどん参画してもらえるように、促進活動を行うことが責務として書かれているんだ。

（市長の権限及び責務）

第8条 市長は、善通寺市を代表し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 市長は、その補助機関たる職員を適切に指揮監督するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託に応えなければならない。

3 市長は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市の行政を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。



市長は市民の選挙によって選ばれている。内閣総理大臣と違って、直接選挙で選ばれることから、アメリカの大統領に近いとも言われているんだよ。市長は法律の定めによって、いろんな権限を持っているんだけど、その職務を行うに当たっての責務として、公正さと誠実さを求めているんだ。このことが、市民の信頼に応えることにもつながるね。

（特別職の宣誓）

第9条 市長、副市長及び教育長は、就任に当たって、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の充実及びこの条例の目的の実現のために職務を遂行する旨を宣誓しなければならない。



宣誓ってどんなことを言うんだろう？



善通寺市の一般職の職員は、サービスの宣誓を行っているんだけど、その内容は次のようになっているよ。

「私は、ここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、住民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。」

特別職の宣誓内容は、就任した人本人が自分の言葉で宣誓することになるんだ。

（市の組織及び職員の責務）

第10条 市の組織は、迅速で柔軟かつ組織横断的な運営を行うことを目的として、常に見直されなければならない。

2 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市の職員は、市民の意思及び善通寺市における課題を常に把握するとともに、法務及び政策立案能力の向上に努めなければならない。



「せいさくほうむ」って何だろう？



市民のために何が問題で、何が必要なのかということを考えるのが「政策」で、それを法規によって解決しようとするのが「法務」なんだ。この二つを合わせて「政策法務」というんだよ。市役所の職員は、市民の意思を確実に実現していくため、この政策法務能力を向上させるようにしなければいけないんだね。

（財政運営）

第11条 市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。

2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。



この条文は、市の財政について書かれているね。市は、市民のパートナーとして、市民からの税金を有効に使うために、効率的で重点的な市政を行う、ということが責務として書かれているんだ。



市民の信頼を得るためには、この「ムリ・ムダ・ムラ」を無くすという行政改革は必要だね。

（自治立法）

第 12 条 市は、市民の意思に基づく市の行政を実現するため、自主的な条例、規則等の制定（以下「自治立法」という。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 市長は、総合的な自治立法を行うため、福祉、環境、教育等の各行政分野における基本条例の制定に努めなければならない。



この条文では、市が市民の意思を確実に実行していくため、善通寺市が自ら政策を立案していくことが書かれているんだ。第 11 条に書かれていた「政策法務」をより具体的に規定したもの、ということができるね。また、このような市ならではの政策を、こういったことを基本的な考え方として進めていくのかということについて、各分野の「基本条例」を策定し、決めておく必要があるんだ。

これにより、自治基本条例の下に、各分野ごとの基本条例が存在し、各基本条例の下に個別の条例や規則が体系化されるようになる。善通寺市では、このことが政策の総合性を生み出すことになる、と考えているんだね。



そうか。政策法務っていうのは、こういうことなんだね。ぼくたちの意思が、条例や規則に生まれ変わるんだね。

※制定されている基本条例は？



○善通寺市環境基本条例（平成 8 年善通寺市条例第 26 号）

本市の環境の保全についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で快適な生活と良好な地域環境の確保に寄与する。

○善通寺市議会基本条例（平成 23 年 3 月 22 日条例第 16 条）

議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の機能強化及び活性化を図り、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与する。

○善通寺市中小企業振興基本条例（平成 25 年 12 月 6 日条例第 35 条）

市内の中小企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民の努めるべき事項等を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展を推進し、市民生活の向上を図る。

(基本構想)

- 第13条 市は、法の定めるところにより、市議会の議決を経て基本構想を定め、その実現を図るため計画を策定し、これに即して市の行政を運営しなければならない。
- 2 市は、この条例の趣旨に基づき、前項に定める基本構想、計画を策定しなければならない。
- 3 市長は、計画に基づく事務事業（以下「事務事業」という。）の進行状況について管理し、市民に公表しなければならない。



「きほんこうそう」ってなに？



基本構想というのは、市政の最も重要な計画なんだ。基本構想と基本計画などを合わせて「総合計画」というんだよ。善通寺市の総合計画は、概ね10年ごとにつくられていて、これに基づいて様々な事業が展開されることとなる。基本構想には、善通寺市をどんなまちにするのか、という目標や理念などが書かれていて、基本計画には、基本構想に基づく具体的な事業が列記されるんだ。善通寺市の「第5次善通寺市総合計画」における基本構想では、住んでみたい・住みつづけたい まち 善通寺】という将来像実現するため、“みんなでつくる-参画と協働”、“みんながすこやか-健康と快適”、“みんなではぐくむ-教育と振興”という基本理念と“参画と協働、地方分権時代のまちづくり”、“歳と教育、人を育てるまちづくり”、“安心・安全、暮らしやすいまちづくり”などといった基本目標が書かれているんだ。



なるほど。最も基本となる計画なんだね。

第4章 市議会

（市議会の権限及び責務）

第14条 市議会は、市の行政を監視し、牽制するものであって、法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに市に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

2 市議会は、審議能力の向上に努めるとともに、市民に市議会に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市議会は、市民の市政に対する関心と参画意欲を高めるため、次に掲げる事項に取り組むことにより、市民参画を推進し、情報の共有化を図らなければならない。

(1) 法に定める公聴会制度、参考人制度の活用に関すること。

(2) 第18条に規定する情報共有の制度に関すること。

(3) 会議開催日時を検討する等、市民の傍聴を容易にすること。

(4) その他市民参画の推進及び情報の共有化に必要であると認められること。



ここからは、市議会について書かれているね。市議会は、市を監視し、牽制することによって、市の行き過ぎや誤りがないよう、チェックする機関なんだ。



市議会からも分かりやすい説明が欲しいね。



そうだね。市と同様に、市議会からも市民への説明が必要だね。それから、議会の立場として市民参画や情報共有に取り組んでいくということも書かれているね。これらのことは、行政側のみが取り組むということが多かったんだけど、善通寺市では、議会としても協働による自治の実現に取り組むんだという姿勢が強いね。



そうだね。議会への参画や情報共有も大事なことだね。

（市議会議員の責務）

第15条 市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、良心と責任を持ち、地方自治の健全な発展に努めなければならない。

2 市議会議員は、市民との対話に心がけ、市民の意思の把握に努めるとともに、自らの議員活動に真摯に取り組むことにより、市民の信託に応えなければならない。

3 市議会議員は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市議会の活動を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。



ここでは、市議会議員の責務が書かれているね。市民との対話により、市民の意思の把握に心がけ、真摯に議員活動に取り組むことにより、市民の信頼を得ることが責務となっている。



そうだね。議員の皆さんには、市民の目線にたって議事を進めていってほしいね。

（会議公開の原則）

第16条 市議会は、会議を公開することにより、公正な討議を実現するよう努めなければならない。

2 会議は、前項の規定にかかわらず、個人情報を保護するため等相当の理由があるときは、法又は条例で定めるところにより秘密会とすることができる。



これは、議会の会議を公開することについての規定だ。実は、法律に会議公開の原則が既に規定されているんだけど、善通寺市の意思として、会議公開を条例上規定したんだね。



なるほど。市民の意思として、議会の公開を望むということが明確になるわけだね。

第5章 情報共有

（市政情報の公開及び提供）

第17条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市民の請求に応じ、保有する公文書を開示するとともに、積極的に市政に関する情報を提供するように努めなければならない。



これは、「情報共有」という基本理念を実現するために、市政情報を市民に届けるための条文だ。市政情報、つまり市と市議会の情報については、市民の知る権利を保障するために、公開請求に応じて公開することと、請求がなくても、積極的に提供することが必要だ、と書かれているね。



なるほど。ぼくたちが知りたい情報で、公開されていないものは、請求すれば見ることができし、その他いろんな情報が市や議会から提供されるんだね。これだと、市政がもっと身近になるね。

(情報共有)

第18条 市及び市議会は、次に掲げる制度を設けることにより、自治に関する情報の共有化を図り、市民との交流を深めるよう努めなければならない。

- (1) 市政に関する情報を提供，説明又は周知する制度
- (2) 市民からのまちづくりに関する情報※又は市政についての提案を収受する制度



善通寺市では、「情報共有」について、単に市政の情報が市民に届くだけではなく、市民のまちづくりの中から生まれた情報を収受することも必要だと考えているんだ。だから、市政情報を提供する制度に加えて、まちづくり情報や市政への提案などを収受する制度を設けることが書かれているね。



そうだね。お互いの情報を持ち合っこそ、協力し合うことができるね。これが、自治基本条例の目指す“市民主体”とか“協働”といったことへの第一歩となるね。



そうなんだ。全ては情報の共有から始まると言ってもいいね。



※ “まちづくりに関する情報” とは？

市民自身が地域の課題を発見し、又はその解決を図ることを「まちづくり」として定義しています。まちづくりに関する情報とは、そのような活動を通じて市民が得た、まちづくりのアイデアや、市政に対する要望や意見などの情報です。

（個人情報の保護）

第19条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市政に関する情報の提供その他市政の運営に当たって、個人情報を保護しなければならない。



情報の共有化を図るときに、最も気を付けなければいけないことは、「個人情報の保護」なんだ。市政においては、市民の氏名や住所などの個人情報がある。これを公表してしまうと、個人のプライバシー侵害になってしまう恐れがあるんだ。

また、情報を提供する場合だけでなく、市や議会はあらゆる場面で個人情報保護に努めなければならないね。



なるほど。個人情報の保護は、情報の共有化と表裏一体で、なおかつ情報共有以外の市政全般で気をつけないといけないことなんだね。

第6章 市民参画

（重要な計画等への参画）

第20条 市は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法（以下「市民参画の手続」という。）により意見を求めなければならない。

2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、規則で定める計画を除く計画
- (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例（法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。）並びに規則で定める条例を除く条例
- (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等

3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。



ここからは、市政への市民参画について、具体的なことが書かれているね。まず、この条文は、市政の重要な計画や条例などをつくるときに、市民が参画することができる仕組みについて書かれているんだ。市民参画することができる計画はどんなものか、ということについて書かれているね。



そうだね。でも、どうやって参画できるの？

（市民参画の手続）

第21条 市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて、市が適切であると認めたいずれかの方法によるものとする。ただし、重複して実施することを妨げない。

- (1) 意見提出手続（パブリックコメント）
- (2) アンケート又は参加型検討会（ワークショップ）
- (3) 審議会その他の附属機関の委員の公募
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が有効であると認めた方法



これが、計画などをつくるときの参画制度なんだよ。市が計画などの案を公表して、それに対しての意見を募集する「パブリックコメント」制度や、簡単な質問に答える「アンケート」なんかがこの制度として挙げられているね。このように、いろんな方法があるんだ。特にパブリックコメントというのは、ファックスなんかを使って意見を出すことができるし、もし自宅にパソコンがあれば、電子メールを使うこともできるんだ。だれでも気軽に参加することができ、とても便利な方法なんだよ。



本当だ。いろんな方法があるんだね。

（その他の市民参画）

第22条 市は、事務事業の実施又は評価に関する業務のうち、市民が携わることが可能であると認められるものについては、市民の参画を図るよう努めなければならない。

2 市長は、毎会計年度の当初予算を編成しようとするときは、予算編成方針を公表し、市民の意見を徴することにより市民参画の機会を設けるよう努めなければならない。



さっきまでの条文は、計画や条例がつくられるときの制度だったんだけど、この条文は、それ以外の、いろんな場面での市民参画について書かれているね。市と市民がいっしょに企画や立案をすることや、施策の実施についても参画できるようにすることが書かれている。これらが活用されると、まさに市民の市政への参画が実現されることとなるね。



そうだね。市民と市政との関りがずいぶんと深くなるね。実施や評価の過程に参画できれば、ぼくたちが主役となってまちをつくるっていう実感が持てるね。

第7章 住民投票

(住民投票)

第23条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。

3 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。

4 市議会議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。

5 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

6 市長は、投票後、住民投票の対象となった事案について、市民及び市議会と意見を交換する場を設けなければならない。

7 前項の意見を交換する場は、公開とする。



さて、今まで見てきたように、市民、市、市議会が、お互いの情報を共有し、市民の主体性が向上し、市民が市政にどんどん参画することによって協働を実現していくことが、この自治基本条例の目標となっていたね。この「住民投票」という制度は、そのような協働による自治によってもうまくいかないとき、どうしても市政の判断に反対しなければいけないときに活用される制度なんだ。また、市の方が、市民参画の手続ではなく、住民投票というかたちで民意を問いたい、という場合に活用されるものでもあるんだ。つまり、市民も、市及び議会もこの制度を発案することができ、民意反映の最終手段として位置付けることができるんだ。

この住民投票は、まちの将来を左右するような、特に重要な事項について賛成か反対かを投票する制度だ。でも、この制度にはいろんな問題もあるんだよ。



どんな問題があるの？



一つは、投票の結果に法的な拘束力を持たせることが難しいということだ。もし、法的に投票結果を守らなければならないということにすると、法律違反になってしまう恐れがあるんだ。二つ目は、法的な拘束力はないけれども、投票結果に従ってものが決められるとするよね。そうすると、反対の票を入れた人たちの意見は、完全に無視されてしまうことになってしまう。つまり、「数の多いほうが勝ち」という、単純な結果になってしまうんだ。もちろん、民主主義だから数の多少は重要なことなんだけれども、住民投票の対象となる事柄ってというのは、必ずしも多数決で決めるべき事柄ではないかもしれないんだ。



難しい問題だね。



だから善通寺市では、まず、市長は投票結果を尊重します、ということと、投票結果を踏まえて、市民と市・議会が意見交換する場を設けることが必要だと書かれているんだ。



なるほど。これなら、十分な議論ができるわけだね。

第8章 委員会

（善通寺市住民自治推進委員会）

第24条 市民参画の適正かつ円滑な推進及び住民自治の充実を図ることを目的として、善通寺市住民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市民は、市民参画の手続に関して、委員会に意見を提出することができる。

3 委員会の任務は、次に掲げるものとする。

(1) この条例の目的を達成するために必要と認める事項及び前項に規定する意見について、独自に調査、審議し、市長に意見を述べること。

(2) 市長の諮問に応じ、第20条から第22条までに規定する市民参画、前条に規定する住民投票その他住民自治の充実に関することについて審議し、答申すること。

4 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。ただし、第2号に掲げる委員の数が、委員総数の2分の1を下回ってはならない。

(1) 地方自治に関して優れた識見を有する者

(2) 公募による市民

5 公募により委嘱された委員が欠けた場合において、補欠委員を委嘱する必要があるときは、公募によらず委嘱することができる。

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。



この条例によって市政への市民参画や住民投票なんかが決められたわけだけでも、このような制度などがきちんと機能しているか、ということについて監視する仕組みも必要なんだ。

この条文では、行政や議会とは別の、第三者機関である「委員会」によって監視する仕組みを設けているんだ。この委員会では、独自に調査審議したり、市民参画や住民投票などについて、市長からの諮問に応じて審議したりして、制度の充実や住民自治の一層の推進について、市長に対して意見をいうことができるんだ。

この委員会も、さっきの住民投票と同じように、この自治基本条例の実現を影で支える大切なものだといえるね。



これによって、ぼくたちの自治は支えられるんだね。

第9章 位置付け

(位置付け)

第25条 この条例は、自治の基本的事項について善通寺市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第10章 見直し

(見直し)

第26条 市及び市議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が善通寺市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならない。

第11章 委任

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



すごく大切な条例なんだね。この条例は善通寺市の条例の中ではどんな位置付けになるんだろう？



この自治基本条例に沿って、様々な自治が行われることになる。だから、善通寺市の最高規範として位置付けられているんだよ。それから、定期的な見直しを行って、より善通寺にふさわしいものに改善していくことが定められているんだ。